



## 環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所と 一般社団法人山陰インバウンド機構の包括的連携協定

我が国が誇る自然の風景地である国立公園は、優れた自然景観を保護するとともに 国際的な観光振興を推進することにその端を発している。平成28年3月に政府が策定し た「明日の日本を支える観光ビジョン」を受け、環境省では「国立公園満喫プロジェク ト」として、国立公園への訪日外国人旅行者数を2020年までに現在の倍以上の1,000万 人に増やすという目標を掲げ、民間活力の積極的な導入を図りながら、外国人旅行者に より一層充実した体験を提供する国立公園づくりを推進している。中国地方に位置する 「大山隠岐国立公園」は、プロジェクト実施に向けたモデル地区に選定され、環境省中 国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所が先行的、集中的に取組を進めてい る。

一般社団法人山陰インバウンド機構は、"山陰"が世界に通用する観光地となるよう、 官民が連携し、観光地経営の視点に立った観光地づくりの舵取り役としての役割を果た すよう積極的な観光促進を実施している。

こうした状況を踏まえ、環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所 (以下、「甲」という)と一般社団法人山陰インバウンド機構(以下、「乙」という) は、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が互いに連携及び協力し、大山隠岐国立公園の豊かな自然を 活かした山陰地域への訪日外国人の誘客を実行に移していくことを目的とする。

## (基本原則)

- 第2条 豊かな自然環境が地域の優れた観光資源であることを互いに認識し、その価値 を高めるよう十分に配慮し、活用していく。
- 2 自然環境を活かした訪日外国人の誘客推進を通じた地域経済の活性化という共通の 目的に向けて幅広い情報交換と意見交換を行い、互いの有する権限・機能の活用を 検討することにより、必要な取組を連携して行う。

## (連携・協力事項)

第3条 甲及び乙は基本原則に則り、以下の事項について連携することにより、大山隠岐国立公園及び周辺地域の豊かな自然を生かした訪日外国人の誘客促進のための取組の迅速な実現を図る。

- (1)大山隠岐国立公園を含む山陰の認知度向上に向けた国外向けプロモーションの実施
- (2) 人材育成等の受入環境の整備
- (3) その他国立公園満喫プロジェクトの推進及び訪日外国人の誘客促進に関する事項
- 2 本協定に基づく取組を円滑に実施していくため、情報交換及び意見交換を行う。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は本協定の締結日から国立公園満喫プロジェクトの目標年度 である平成32年度末までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する前に双方の合 意により更新をすることを妨げない。

(補則)

- 第5条 本協定に定めるもののほか、連携協力事業に関し必要な事項については、甲と 乙が協議して別に定めるものとする。
- 2 本協定に定める状況に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議してその解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を所持するものとする。

甲

平成30年9月 日

環境省 中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 所 長

乙 一般社団法人山陰インバウンド機構 代表理事